

令和 3 年度

定期監査結果報告書
(市立小中学校)

糸島市監査委員

3糸監第56号
令和3年8月20日

糸島市監査委員 井久保 道信
同 徳安 達成

令和3年度定期監査（市立小中学校）の結果に関する報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく学校定期監査を実施し監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項及び糸島市監査基準(令和2年糸島市監査委員告示第4号)第23条第1項の規定により、公表します。

令和3年度 定期監査（市立小中学校） 結果報告書

第1 監査基準に準拠している旨

定期監査に当たっては、糸島市監査基準に準拠して監査を実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

市立小中学校の定期監査は、当該施設が市内全域に設置されていること等を勘案し、小中学校の全校を4年間で一巡する計画で実施している。本年度は、小学校4校及び中学校2校の計6校を対象とした。

1 対象部課等

教育部：教育総務課・学校教育課

小学校：前原小学校・波多江小学校・怡土小学校・東風小学校

中学校：前原中学校・前原東中学校

第4 監査の着眼点

市立の小学校及び中学校の事務に関して、関係法令が遵守されているか、財務等に関する学校事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼とした。

監査対象事務について想定されるリスクに応じた着眼点は、次のとおりである。

- ① 財務事務の執行状況
- ② 施設設備品の管理状況
- ③ 学校の安全確保の状況
 - ・非常変災時の行動計画
 - ・消防計画
 - ・理科等薬品の管理状況
- ④ 個人情報保護の状況
- ⑤ 学校徴収金の取扱い状況

第5 監査の主な実施内容

教育総務課、学校教育課及び各小中学校へあらかじめ調書及び書類の提出を求め、事務局による予備調査、監査委員による実査（現地調査）を行うとともに、校長、関係職員等から説明を受け、必要に応じ意見を聴取した。

第6 監査の実施場所及び期間

1 実施場所

監査室及び各小中学校

2 期間

令和3年5月12日から令和3年6月24日まで

3 監査等の手続

(1) 予備調査

監査事務局職員により、あらかじめ提出された調書及び書類等について、令和3年6月17日に予備調査を実施し、教育総務課・学校教育課の関係職員から説明を受けた。

(2) 実査

次のとおり、各学校において関係職員立会のもと監査委員による実査を行い、校長、関係職員等の説明聴取を実施した。

実施日	学校名		
6月23日	前原小学校	波多江小学校	前原東中学校
6月24日	東風小学校	怡土小学校	前原中学校

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、各学校の監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようになり、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたが、一部に検討及び改善を要する事項が見受けられた。

監査の着眼点別の監査結果は以下のとおりである。

1 着眼点別の監査結果

① 財務事務の執行状況

教育総務課・学校教育課において令和3年度に締結された契約について書類審査を行った結果、一部の軽微な事項を除き、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、校長の口座に入金された就学援助費について、適正な事務が行われているかを視点に監査を行った結果、執行状況は適正に処理されていると認められた。

② 施設設備品の管理状況

令和2年度及び令和3年度に購入された施設設備品について、備品台帳との照合及び現品の確認を行った結果、購入された備品の情報は、各学校において学校備品管

理システムに入力され、備品シールも対象備品に貼付されており、一部の軽微な事項を除き、おおむね良好に管理されていた。

備品台帳に記載された備品の取得価格については、税込みで処理されていた。

③ 学校の安全確保の状況

・非常変災時の行動計画及び消防計画

各学校において、非常変災時の行動計画及び消防計画が策定、更新されており、当該計画に基づいた訓練が実施されていた。

個人情報の取扱いについて、危機管理マニュアルに定められた内容と相違する取扱いが見受けられた。

・理科等薬品の管理状況

理科系実験用の薬品類の管理については、「糸島市立小中学校理科等薬品管理要綱」に従い適正に執行されているかを視点に監査を行った結果、管理責任者を定め、その業務を明確にして、管理責任の体制が整備されていた。

薬品類の管理状況については、定期点検について、一部、管理要綱に沿わない運用が見受けられた。

また、管理要綱に基づく薬品別管理票について、一部、不明確な記載、記載項目の不備が認められた。

・機械警備による安全管理の状況

機械警備に係る業務報告書を確認した結果、「機器のセットミス」、「無施錠」が散見された。

④ 個人情報保護の状況

児童生徒等の個人情報は、学校外への持ち出しが原則禁止され、教職員に徹底されていた。

しかしながら、やむを得ず校長等の許可により、個人情報を学校外に持ち出されている事案が確認された。この際の許可手続については、各学校独自に定められており、一部記録の未整備などが見受けられた。

⑤ 学校徴収金の取扱い状況

糸島市立小中学校管理規則第 33 条の規定に基づき徴収された学校徴収金について、適正な事務が行われているかを視点に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、学校徴収金の定義、管理方法等については各学校の判断によるものであった。

また、未納金の管理については、5 小中学校が以前の糸島市立小中学校事務共同実施で作成した未納管理システムを活用しているとのことであった。

⑥ その他庶務関係

私有車両公用使用承認簿、水質検査関係書類等の各種庶務台帳類を監査した結果、一部の軽微な事項を除き、執行状況はおおむね適正に処理されていると認められた。

郵券管理については、適正に執行されており、監査当日現在の残券数と一致した。

公印使用の事務処理手順については、各学校の判断により定められていた。

2 監査委員の意見

非常変災時の対応については、各学校とも危機管理マニュアルを策定し、これに基づき訓練等が実施されている。今後も避難訓練等を定期的に実施し、非常変災に備えられたい。

理科等薬品の管理については、令和3年1月8日付けで管理要綱の徹底について各学校に通知がなされているが、薬品別管理票について、各学校における記載内容等に差異が見られるため、その運用等について改善されたい。

個人情報保護の状況については、令和3年3月に教育委員会において糸島市教育情報セキュリティポリシーを策定し、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための統一した基準が整備されている。学校教育課によれば、基準を運用する際の具体的な事務手続については令和3年8月末を目途に定め、紙の個人情報についても情報資産の個人情報と同様の取扱いを行うこととし、管理を徹底していくとのことであった。各学校で策定している危機管理マニュアルに定める個人情報の取扱いに差異が見られるとともに、マニュアルに沿わない取扱いも散見されることから、情報の漏えいが児童・生徒等に重大な被害を及ぼすおそれがある個人情報の管理については、教育委員会が整備する統一した基準を、各学校が策定する各種マニュアルにも確実に反映させるとともに、全校統一の取扱いが必要であると考える。

学校徴収金の取扱いについては、各学校の判断による徴収、管理となっており、多様な会計処理が行われている。糸島市立小中学校管理規則の規定に基づく学校徴収金は公金に準じて取り扱うこととされており、その管理方法等については、一定の基準が必要であると考える。

公印使用の事務処理については、統一した手順の整備が必要であると考える。

なお、個々の軽微な指摘等の留意事項については、別途教育委員会へ通知した。

3 まとめ

監査の実施にあたっては、事前に関係書類等を提出していただき、予備調査を実施のうえ実査を行った結果、各学校において円滑な監査を執行することができた。

各学校では、新型コロナウィルス感染症対策として、検温、消毒の徹底等の感染防止対策が、厳重に講じられていた。

また、令和3年4月1日に設置された糸島市立学校共同学校事務室の活用が確認できた。今後、学校間の情報共有や課題解決などの取組に、共同学校事務室の積極的な活用をお願いする。

最後に、コロナ禍における学校運営について、G I G Aスクール構想により児童・生徒一人に1台配備されたタブレット端末を活用した学習機会の確保など、各学校において様々な創意工夫のもと、地域との連携の在り方も模索しながら特色ある学校づくりを進めていくという積極的な姿勢が認められた。今後も継続的な取組をお願いする。

以上のとおり、令和3年度定期監査結果について記述したが、それぞれの指摘事項を念頭におかれ、今後とも安全かつ円滑な学校運営に努められるよう望むものである。